

○金融庁告示第 号

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号）第一条第十四号及び第十五号、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号）第一条第十四号及び第十五号、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号）第一条第十三号及び第十四号、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号）第一条第十三号及び第十四号、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日 金 融 庁 告示第七号）第一条第十三号及び第十四号、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日 金 融 庁 告示第四号）第一条第十号及び第十一号、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日 金 融 庁 告示第二号）第一条第十号及び第十五号並びに漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日 金 融 庁 告示第三号）第一条第十四号及び第十五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を次のように定める。

平成十九年三月 日

金融庁長官 五味 廣文

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の

状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付  
機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「銀行告示」という。）、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「銀行持株会社告示」という。）、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「信用金庫告示」という。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「信用協同組合告示」という。）、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日<sup>金 融 庁</sup>厚生労働省告示第七号。以下「労働金庫告示」という。）、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日<sup>金 融 庁</sup>農林水産省告示第四号。以下「農林中央金庫告示」という。）、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日<sup>金 融 庁</sup>農林水産省告示第三号。以下「農業協同組合告示」という。）及び漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日<sup>金 融 庁</sup>農林水産省告示第二号。以下「農業協同組合告示」という。）において使用する用語の例による。

(適格格付機関)

第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農林中央金庫告示第一条第十号、農業協同組合告示第一条第十四号及び漁業協同組合告示第一条第十四号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次の各号に掲げる格付機関とする。

- 一 株式会社格付投資情報センター
- 二 株式会社日本格付研究所
- 三 ムーデイズ・インベスターズ・サービス・インク
- 四 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
- 五 フィッチレーティングスリミテッド

(適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)

第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号、農業協同組合告示第一条第十五号及び漁業協同組合告示第一条第十五号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

一 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーデイズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ
1   1	AAA ∩ AA-	AAA ∩ AA-	Aaa ∩ Aa3	AAA ∩ AA-
1   2	A+ ∩ A-	A+ ∩ A-	A1 ∩ A3	A+ ∩ A-
1   3	BBB+ ∩ BBB-	BBB+ ∩ BBB-	Baa1 ∩ Baa3	BBB+ ∩ BBB-
1   4	BB+ ∩ BB-	BB+ ∩ BB-	Ba1 ∩ Ba3	BB+ ∩ BB-
1   5	B+ ∩ B-	B+ ∩ B-	B1 ∩ B3	B+ ∩ B-
1   6	B- 未満	B- 未満	B3 未満	B- 未満

フィッチレレーテ イングスリミテ ッド	AAA ∧ AA-	A+ ∧ A-	BBB+ ∧ BBB-	BB+ ∧ BB-	B+ ∧ B-	B- 未満
---------------------------	-----------------	---------------	-------------------	-----------------	---------------	----------

二 国際開発銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	2   1	2   2	2   3	2   4	2   5
株式会社格付投 資情報センター	AAA ∧ AA-	A+ ∧ BBB-	BB+ ∧ BB-	B+ ∧ B-	B- 未満
株式会社日本格 付研究所	AAA ∧ AA-	A+ ∧ BBB-	BB+ ∧ BB-	B+ ∧ B-	B- 未満
ムーディーズ・ インベスター ズ・サービス・ インク	Aaa ∧ Aa3	A1 ∧ Baa3	Ba1 ∧ Ba3	B1 ∧ B3	B3 未満
スタンダード・ アンド・プア ーズ・レーティ ング・サービ シズ	AAA ∧ AA-	A+ ∧ BBB-	BB+ ∧ BB-	B+ ∧ B-	B- 未満
フィッチレレー テ	AAA ∧ AA-	A+ ∧ BBB-	BB+ ∧ BB-	B+ ∧ B-	B- 未満
イングスリミテ ッド	AAA ∧ AA-	A+ ∧ BBB-	BB+ ∧ BB-	B+ ∧ B-	B- 未満

三 金融機関向けエクスポージャー

信用リスク区分	3   1	3   2	3   3	3   4
株式会社格付投 資情報センター	AAA ∧ AA-	A+ ∧ A-	BBB+ ∧ B-	B- 未満
株式会社日本格 付研究所	AAA ∧ AA-	A+ ∧ A-	BBB+ ∧ B-	B- 未満
ムーディーズ・ インベスター ズ・サービ ス・インク	Aaa ∧ Aa3	A1 ∧ A3	Baa1 ∧ B3	B3 未満
スタンダード・ アンド・プア ーズ・レーティ ング・サービ シズ	AAA ∧ AA-	A+ ∧ A-	BBB+ ∧ B-	B- 未満
フィッチレレー テ	AAA ∧ AA-	A+ ∧ A-	BBB+ ∧ B-	B- 未満
イングスリミテ ッド	AAA ∧ AA-	A+ ∧ A-	BBB+ ∧ B-	B- 未満

四 法人等向けエクスポージャー

信用リスク区分	4   1	4   2	4   3	4   4	4   5
---------	-------	-------	-------	-------	-------



研究所	株式会社 日本格付	株式会社 格付投資 情報セン ター	信用リス ク区分	1	8 1
	AAA	AAA		2	8 1
	AA	AA		3	8 1
	A+	A+		4	8 1
	A	A		5	8 1
	A-	A-		6	8 1
	BBB+	BBB+		7	8 1
	BBB	BBB		8	8 1
	BBB-	BBB-		9	8 1
	BB+	BB+		10	8 1
	BB	BB		11	8 1
	BB-	BB-		12	8 1
	BB- 未満	BB- 未満			

イ 長期格付の場合

七 内部格付手法における証券化エクスポージャー

インク	スタンダード・ アンド・プア ズ・レーティ ング・サービ ス	スタンダード・ アンド・プア ズ・レーティ ング・サービ ス	インク	ムーデイズ・ インベスタ ーズ・サービ ス	株式会社日本 格付研究所	株式会社格付 投資情報セン ター	信用リス ク区分
F1	A-1		P-1	J-1	a-1		7 1
F2	A-2		P-2	J-2	a-2		7 2
F3	A-3		P-3	J-3	a-3		7 3
F3 未満	A-3 未満		P-3 未満	J-3 未満	a-3 未満		7 4

ロ 短期格付の場合

インク	スタンダード・ アンド・プア ズ・レーティ ング・サービ ス	スタンダード・ アンド・プア ズ・レーティ ング・サービ ス	ムーデイズ・ インベスタ ーズ・サービ ス	株式会社日本 格付研究所	株式会社格付 投資情報セン ター	信用リス ク区分
AAA ∧ AA-	AAA ∧ AA-		Aaa ∧ Aa3			
A+ ∧ A-	A+ ∧ A-		A1 ∧ A3			
BBB+ ∧ BBB-	BBB+ ∧ BBB-		Baa1 ∧ Baa3			
BB+ ∧ BB-	BB+ ∧ BB-		Ba1 ∧ Ba3			
BB- 未満	BB- 未満		Ba3 未満			

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。

附 則

信用リスク区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リンク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティンクス・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
7   1	a-1	J-1	P-1	A-1	F1
7   2	a-2	J-2	P-2	A-2	F2
7   3	a-3	J-3	P-3	A-3	F3
7   4	a-3 未満	J-3 未満	P-3 未満	A-3 未満	F3 未満

ロ 短期格付の場合

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リンク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティンクス・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
Aaa	AAA	AAA
Aa	AA	AA
A1	A+	A+
A2	A	A
A3	A-	A-
Baa1	BBB+	BBB+
Baa2	BBB	BBB
Baa3	BBB-	BBB-
Ba1	BB+	BB+
Ba2	BB	BB
Ba3	BB-	BB-
Ba3 未満	BB- 未満	BB- 未満